

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	動物検疫所	連絡先	045-751-5923 (河本) 045-751-5921 (玉置)
所管する 業務の概要	輸出入動畜産物を介する伝染性疾病の国内への侵入防止等を目的として検査を実施		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
・所内研修で接遇を取り入れ、また、外部における研修にも参加するとともに、接遇マニュアルに基づき親切・丁寧な対応に心がけている。	・「接遇」を日々実施するには常に意識する必要があり、定期的な研修や自己チェックが不可欠であるため、更に意識的に取り組むことに努めたい。
・部署内で定期的にミーティングを開催し、連絡事項を周知するとともに業務内容の確認を行っている。	・引き続き定期的なミーティングを開催し、業務内容の確認を徹底することが重要である。
・ビジョンステートメントの掲示等により、日々の業務の判断のよりどころとするよう心がけている。	・日本に輸入することのできない畜産物を海外から持ち帰る事例が多いことから、輸入者に不利益とならないよう、動物検疫制度の広報体制の強化に努めたい。
・動物検疫によって輸入者の経済活動を制限することもあることから、輸入者の理解を得られるよう、科学的根拠に基づき分かりやすく説明するよう心がけている。	・国民からの意見、要望、苦情等に対して更に迅速かつ的確に対応するため、苦情及びその対応結果の情報共有に努めたい。
・動物、畜産物等の輸入禁止状況等については、ホームページ、メールマガジン等で正確かつ迅速な情報提供に努めている。	・国民からの苦情は、初期対応者の印象がその後の対応に大きく影響することから、職員の対応についてはより一層の改善に努めたい。
・国民からの意見、要請、苦情その他の情報提供があった場	

合の記録及び連絡網を整備し、迅速かつ的確な対応を心がけている。

・動物検疫制度について、ホームページ、メールマガジン、広報キャンペーン等による情報提供を行っている。また、問い合わせに対しては、丁寧な回答に心がけている。

2. 政策・事業等の企画立案・推進

・現在行っている取組や工夫

・動物検疫所が定める各種要領等の制定に当たっては、検査現場の意見を聴取するとともに、関係者の意見を聴いて作成している。また、本省と協議し国内防疫との連携を図り、水際防疫を行っている。

・輸入手続関連官署である税関、植物防疫所及び厚生労働省検疫所と輸入手続（電子システムによる申請・検査等）に関して連携しながら対応している。

・輸入手続関連官署（CIQ）による連絡会議を定期的に開催し、情報の共有、連携強化を図っている。

・リスクコミュニケーション、定期的な業務説明会の開催、見学者の受入れ等により動物検疫制度の説明及び意見交換を行っている。

・問い合わせの対応状況については、記録を残し職員間で情報を共有している。

・所内に「目安箱」を設置し、内部通報の積極的な活用を図り、不祥事の発生を未然に防止するとともに、公務に対する国民の信頼を確保することとしている。

・点検によって得られた課題とその改善策

・動物検疫に関しては、業務の性格上、関係者の意見等を反映できない場合もあることから、その際には反映できない理由を十分説明することとする。

・輸入手続に関して、複数の官署が存在することにより、国民の負担が加重にならないよう、引き続き CIQ 会議の開催等により関係官署との連携を深めることに努めたい。

・各種説明会等の効果を検証するため、アンケート等を実施し、その結果に応じた説明方法を検討することに努めたい。

・施設を公開する等、積極的に動物検疫業務を周知することに努めたい。

・「目安箱」の利用を促すよう、更なる周知を図ることとする。

・電子掲示板等を通じて伝達する方法は効率的ではあるが、理解度等に温度差が生じることがあるため、重要な事案については更にテレビ会議を利用し説明することに努め

	たい。
全国に支所が存在しているため、通常は電子掲示板等により職員に周知を図っているが、事案によってはテレビ会議を通じ詳細な内容の説明及び意見交換を行い、理解を徹底するようにしている。	

3. リスク管理	
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策
・ 労働安全、感染防止対策については、適正に実施されているかどうかについて定期的に点検している。	・ 引き続き検査手順書等の標準作業書の作成及び点検を徹底するとともに、制度の改正、点検での指摘事項等を踏まえ、必要に応じた見直しを実施する。
・ 動畜産物の検査に当たっては、検査手順や管理手順に関する標準作業書の作成及び点検によりリスク管理の徹底を図っている。また、検査が適正に行われているかどうかについては、複数の職員による点検を行っている。	・ 外部からの情報を放置しないよう、連絡体制を整備し対応しているところであるが、情報を分析・検証する仕組みを検討することとする。
・ 省ホームページに掲載されているヒヤリハット事例を閲覧し、日々の業務で同様な事例が発生しないように各自意識して業務に従事している。	・ 所内におけるヒヤリハット事例を全体として共有し、その対応方針の評価、今後の改善方法について検討することとする。

4. 食の安全に関する取組	
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策
・ 新規採用者に対して行う所内研修に「食の安全」に関する研修を必須カリキュラムとして組み込んでいる。また、食品の安全確保に関する研修を行い、改めて「食の安全」の重要性を再認識した。	・ 「食の安全」の重要性について継続して高い意識を持ち続けるために、研修等において定期的に再確認することとする。

・米国産牛肉については、日米間で取り決められた家畜衛生条件に基づき BSE の国内侵入防止に重点を置いた検査を実施している。	・国内での BSE の発生を契機として「食の安全」に留意して業務に従事するようになったが、更に日頃の検査業務において改善を図るべき事項がないかどうか点検することに努める。
・動物検疫業務の実施に当たっては、特に食用として輸入される畜産物の検査等では手指消毒の実施等「食の安全」に留意して業務に従事している。	・職員個人の取組だけではなく、組織として、職員に対する「食の安全」に関する政策の説明、知識、技術の向上のための手段の構築が必要である。
・輸入初生ひなの検査に当たっては、フードチェーンの川上であることを意識し、食中毒の原因となるサルモネラの検査を実施している。	・各国の家畜の伝染性疾病や食中毒の発生状況は刻々と変化するため、最新の情報収集に努め適時適切に対応することとする。
・動物検疫の水際措置は科学的根拠に基づき実施しており、必要に応じて見直しを行っている。	

5. その他の重要な取組			
・現在行っている取組や工夫		・点検によって得られた課題とその改善策	
・所長が各支所を訪問し、職員との意見交換を実施した。		・挨拶の励行を更に推進することとする。	
・挨拶の励行により明るい職場作りに取り組んでいる。		・業務多忙な官署については、引き続き他所からの職員の派遣により業務の平準化を図ることとする。	
・業務多忙な部署には他の部署の職員を派遣し業務の平準化を図っている。		・今後とも、職員の業務意欲の向上のため、各種研修会、業績発表会等を開催することとする。	
・職員の業務意欲の向上に資するため、各種研修会、業績発表会等を開催している。			